

も過言ではないと思っております。この場において、自分には関係がないことであるかのように振る舞っていらっしゃる議員の皆様方には、ぜひこの質疑、出されている、それから、発議案についてきちんと考えていただき、反対をされる場合には、反対の討論をしていただきたいということを希望しておきます。私が経験しました過去8年間の間には、ほぼ質疑も討論をなさらないままで、結果的に反対だけするということが繰り返されてまいりました。しかし、反対するには反対するなりの理由があると思いますので、ぜひ、議員さんご自分の言葉をもってですね、この場において、きちんと質疑なり討論なりしていただいて、船橋市議会としてどうするかということを決めていただければということを切に願っております。と申し上げて、まずは質疑に入らせていただきます。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書に関してでありますけれども、もう既に先番の議員さんたちから質問していただきましたので、私からは1点だけです。

記の下にあります、1の日常生活動作の介助をおこ……行ったり、発達障害の生徒……児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の適切な配置ということですね。これが、教員の配置ではなく支援員の配置とされている理由について伺えればと思います。お願いします。

〔橋本和子議員登壇〕

○橋本和子議員 ありがとうございます。先ほどのね、ちょっとお答えで、誤解がないように申し上げたいんですけども、国の予算云々とかの部分で、予算委員会みたいですよという、ちょっとね、言い方をされていたので、それはここでやるべきことではないと。私たちもしっかりと、国と県と市と連携していろいろとやっておりますので、そこはちょっと誤解のないようにしていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

支援員の適切な配置というところでは、やはりその教員の配置をなぜ求めなか……求めないの……求めなかったのかということなんですけれども、先ほども先番議員の方にもお答えしましたが、教員その

ものが不足しているのが現状です。ただ、5番目にあるとおり、ここのところ、ちょっとよく読んでいただきたいんですけども、6……昭和63年に創設をされた特別免許状制度っていうのがあります。これもしっかりと広めていかなければいけない。この制度の目的っていうのは、教員免許状を持っていないけれども、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者、これは都道府県の教育委員会ですけれども、の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与をする教諭の免許状のことを言われておりますけれども、これ、昭和63年に創設をされています。ただ、これがなかなか広がっておりませんので、これらの制度もきちんと推進することで、より専門的な職歴を持つ方にも関わってもらえればいいかなと思っております。

本当に先生を増やせば、それはそれで越したことはないんですけども、ただ、本当に今まで話ししてきたように、簡単なことではないんです。ですから、やっぱりきちんとその教員になる方の、何だ、試験を受けるまでの間の教育課程の中で、この特別支援教育っていうものをしっかりと位置づけをして、それを学んだ人たちが先生として活躍していただくのは、もう、これはもう必須なことだと思っております。ただ、それだけではいけないので、この特別免許……特別免許状っていうこの制度があるので、しっかりと、やっぱりほかの知識のある方たちも含めて、より多くの方たちで、この生きづらさを感じている児童生徒に安心して過ごせるようにしていければいいかなと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

〔三宅けいこ議員登壇〕

○三宅けいこ議員 すいません。さっきの前段の発言がちょっと失礼だったら、ごめんなさい。誰にということではなかったんですけど、聞いててねっていう、反対するないってね、いうつもりで申し上げました。申し訳ございません。

実は私、本当に不思議なことに、自分で体験してしまうタイプの人間で、今回も、子供が小学校の特

別支援学級から中学校の特別支援学級に進学したばかりなんですね。それで、そこで急に、中学生なんだからってということで、教育の内容ががらっと変えられて、今まではよくできたねって感じだったのが、もう中学生なんだから、卒業するまで3年しかないんだから、進路のことも考えないと、18歳になったら働きますよぐらいの勢いで、もうぼんぼんぼんぼんやられてるんですね。それが本当の現場の実態で、1人1人のじ……状態を見て、その子に合わせてなんていうことは、少なくとも私が体験しているところでは行われてなかったんです。ないんです。しかも、支援員さんの方のほう年齢も上で、その学校でのキャリアが長いということがあって、発言力が、支援員さんが上になってしまっていて、とても困った状態になってるっていうのが、今現在、体験しているところなんです。なので、ちょっと支援員ではなく、学校の先生を増やしてほしいという希望がありまして、質問させていただきました。でも、納得させていただきます。少しずつ変えていければと思いますので、ありがとうございます。

続きまして、発議案第3号同性婚を認める民法改正を行うことを求める意見書についてなんですけど、その中で、裁判の結果が、札幌地裁は現行の民法などの規定を違憲と判断したとあるんですけれども、このほかに、東京、大阪、名古屋などで一斉に国を提訴したというふうに書かれていますので、ほかのところでは、今どういう状況になっているのかを教えてくださいいただけますでしょうか。

〔松崎さち議員登壇〕

○松崎さち議員 ご質問ありがとうございます。まず、そもそもどういう裁判かっていうことをご説明しておりませんでしたので、ちょっと簡単に解説させていただきます。

今、日本では同性婚が認められていないんですけれども、これは、政府は民法や戸籍法が夫婦という言葉を使っている。このことから、婚姻は男女間に限られるという解釈をしております。この民法や戸籍法の規定が、婚姻の自由を保障する憲法24条の1項と2項、そして、法の下での平等を定める憲法第14条に違反をしていると、違憲だという司法判断を求

めているのが今回の裁判で、結婚の自由をすべての人に訴訟と呼ばれております。これまで、札幌地裁のこと、今おっしゃっていただいたんですけども、ほかに3つ判決が出ておりまして、結果から申し上げますと、憲法違反が2件、違憲状態が1件、合憲が1件です。

2022年11月の東京地裁が札幌地裁に次ぐものでしたけれども、憲法14条には違反してませんが、24条の2項、これが違憲状態だと。ちょっと分かりにくい……分かりづらいんですけども、世論のことを踏まえてそのように言っております。大阪地裁、すいません、その前にあったのかな、大阪地裁。大阪地裁のほうは、もう完全に憲法24条というのは、夫婦という言葉が使われているから、もう男女間の婚姻しか、これは想定されていないんだと。14条についても、別に法の下での平等には反していないという、そういう判断で、非常にこれについては批判が広がりました。今回、5月30日の名古屋地裁、これについてはこれまでで最も進んだ判断になっておりまして、憲法24条2項と14条の両方に違反しているというものです。男女間の結婚を中核とした伝統的な家族観は、唯一絶対のものではなくなった。我が国でも同性カップルに対する理解が進み、承認しようとする傾向は加速をしている。もはや、この同性愛者を法律上の結婚制度から排除しているような、この状況は無視できないものになっていると。同性カップルに対して、その関係を国の制度としてちゃんと保護していない。それは、リョ……個人の尊厳と両性の平等に基づいて、配偶者の選択などに関する法律を制定するよう定めている憲法24条2項に違反をする、こういう判断です。さらに、自分の意思では選べない性的指向、これについて、その性的指向を理由にして、婚姻に対する直接的な制約を課しているなどとして、法の下での平等にも反すると、こうした判断が行われております。間もなく8日、6月8日には福岡地裁でも判決が出されますので、注目しているところです。

以上です。

〔三宅けいこ議員登壇〕

○三宅けいこ議員 ありがとうございます。そんな

んだ。ごめんなさい。知らなくて申し訳ないんですけど、もうそういう裁判での判断が出てるんだと思いましたし、こちらの意見書に書いてある中にも、地方自治体において、255自治体がパートナーシップ制度を導入して、人口カバー率65.2%になっているということなんですけど、結局あれですよ、地方のほうが、ちゃんとその市民の生活の実態が分かっているから、こういうことをしているんだと思うんですけど、これでもなお、国は動かない理由について、何かあ……あれば。まあまあ、動かないのは動か……もうあっちが頭が硬いからってことですね。もういいです。そんなことは言ってもらわなくても、私が言います。頭が硬いから。もう理由は多分ね、言えない……言えないんですよ。もう言える理由なんかないんだらうと思います。あつたら、ぜひこちらの中でも、反対討論をお願いしたいと思います。

次に、入管法改悪を求める意見書、ちょっとしゃべり過ぎて、時間がなくなってる。急がなきゃ。すみません、入管法、そもそも入管法を変えようとしてる理由っていうのについて教えていただけますか。

〔岩井友子議員登壇〕

○岩井友子議員 ご質問ありがとうございます。

今、入管法改悪を求める意見書っておっしゃったんですけど、実は改悪を……改悪案に廃……廃案を、廃案を求める意見書なので、訂正してください。

それで、何でもこういう法案が提案されたのかということなんですけど、理解ができません。どうしてこういうハ……改悪案が出……出されてきた、出されてきた側に立っておりませんので、その理由は分かりませんけれども、新聞の報道ですとか、いろいろな情報を見ている中で私が認識しているのは、オリンピックを契機に、半年を超える長期の入所、長期収容者が倍増をする。そういう中で、抗議のハस्तがあちこちで行われて、その中で餓死する方が出してしまうような事件が起きております。こうした長期収容が問題だということが、今回の入管法改……改正の背景にあるというふうに言われております。それで、難民シュウ……難民申請中は、これまで強制送還が停止をされるという規定になっていて、そ

の結果、申請を繰り返す……繰り返すことで送還を逃れようとする、そういう不当なやからがいるから、それを防ぐために、3回目以降の申請は、タイ……施設に……ごめんなさい。3回目以降の申請中にも強制退去ができるようにするという、そうした提案だというふうに認識しております。よく適正な難民認定とか、入管収容施設の改善というふうにも言われていますが、趣旨はそういうことだというふうに思います。

〔三宅けいこ議員登壇〕

○三宅けいこ議員 入管法改悪案については、何かつい最近も、ちょっと新聞で話題になってるのを読んだんですけど、難民審査参与員という人たちがいて、その人たちが審査をするみたいなんです。や……参与が。どうも1人の、政府が採用しているその意見の参考人が、とんでもなくほかの人よりたくさんの処理をしているとかっていうことで、2021年には全体の20%、2022年には全体の25%を1人の人が処理しているということが分かったということで、参与員という人が111人いるにもかかわらず、1人の人が25%も関わって、難民じゃない、難民じゃない、難民じゃないとやってるっていうようなことで、今、何か騒ぎになってるということを聞きました。このまま通していいのかなっていうふうには思ってます。

3回目っていう、その3っていう数字が出てきた背景というのが全然分からないんですけど、それについて、何か知ってることがあったら教えてください。

〔岩井友子議員登壇〕

○岩井友子議員 3回目、どうして3回目というのかということなんですけど、今ご紹介にあった参与員の方の証言などで、3回目、申請の3回目の人たちの中に難民がいらないかのような、そういう証言などがあって、それで、今回の入管法の改正という提案になってるんですけど、実態はそうではなかったということが、このところどんどん明らかになっていて、3回目の申請が認められなかった方々の中で、裁判所が難民として認めるというケースが相当出て、そういうケースが出てきています。

そもそも、日本の難民認定率が非常に低い。0.……昨年あたり0.7%というふうに言われていました